

## 第1条 BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス 振込口座一括確認サービス利用規定

1. BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス 振込口座一括確認サービス(以下「全銀振込口座一括確認サービス」といいます。)とは、円預金サービス「総合／給与振込」(BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定に定める意味によります。以下同じです。)をご利用のお客さまが総合振込または給与賞与振込を行うにあたり、事前に振込先口座の確認を当行に対して依頼するサービスおよびこれに付随するサービスのことといたします。
2. 全銀振込口座一括確認サービスの利用にあたっては、本 BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス 振込口座一括確認サービス利用規定(以下「全銀振込口座一括確認サービス利用規定」といいます。)、BizSTATION 利用規定、BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定その他の関連諸規定(給与賞与振込取扱規定(BizSTATION)を含みます。以下同じです。)を適用するものとします(BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定に規定された「本サービス」に全銀振込口座一括確認サービスが含まれるものとします。)。なお、全銀振込口座一括確認サービス利用規定と BizSTATION 利用規定その他の関連諸規定とが抵触する場合には、全銀振込口座一括確認サービス利用規定が優先されるものとします。

## 第2条 全銀振込口座一括確認サービスの内容

1. お客様は、BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービスを通じて総合振込または給与賞与振込の振込先口座の確認を当行に対して依頼することができ(以下かかる確認の対象となる振込先口座の情報の明細を「一括確認依頼明細」といいます。)、当行は、一括確認依頼明細のうち当行以外を振込先とする明細について提携金融機関が接続する株式会社 NTT データのシステム(以下「統合 ATM センター」といいます。)内のデータと照合のうえ確認を行い、一括確認依頼明細のうち当行を振込先とする明細について当行システム内のデータと照合のうえ確認を行います。
2. お客様は全銀振込口座一括確認サービスによる一括確認依頼明細の確認結果を BizSTATION を通じて照会することができ、かかる確認結果は次のいずれかによります。
  - (1)一致(一括確認依頼明細の内容と統合 ATM センターまたは当行システム内のデータ内容とが口座番号・受取人名義等の口座情報の点で一致する場合)
  - (2)不一致(一括確認依頼明細の内容と統合 ATM センターまたは当行システム内のデータ内容とが口座番号・受取人名義等の口座情報の点で一致しない場合)
  - (3)確認不可(一括確認依頼明細に係る振込先金融機関が統合 ATM センターに未加盟であること、またはお客様の一括確認依頼明細内容の誤りなどにより、一括確認依頼明細の内容と統合 ATM センター内のデータ内容とを照合することができない場合)
3. 前項にかかわらず、全銀振込口座一括確認サービスによる一括確認依頼明細の確認結果を BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービスを通じて、当行所定のフォーマットで通知します。
4. 同第2項、第3項で提供するデータの提供時間は、当行所定のものとします。

## 第3条 利用手数料

1. お客様が全銀振込口座一括確認サービスを利用して一括確認依頼明細の確認を行うにあたっては、第5条第1項に従い確定した一括確認依頼明細の件数(第2条第2項により「確認不可」とされる明細を除きます。)に応じて、当行所定の利用手数料および消費税をいただきます(税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。)。かかる利用手数料および消費税は、代表口座またはサービス指定口座から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引落せるものとします。なお、サービス指定口座が外貨預金の場合は引落日における当行所定の外国為替相場により換算のうえ引落せるものとします。
2. お客様が 全銀振込口座一括確認サービスを取り止める場合、当行が第8条第1項もしくは BizSTATION 利用規定第19条第1項、第4項、第5項もしくは第6項に基づき BizSTATION の契約を解約する場合、その他全銀振込口座一括確認サービスが取止めになる場合において、第5条第1項に従いすでに依頼内容の確定した一括確認依頼明細がある場合には、お客様においてかかる確認結果を照会することができるか否かにかかわらず、当行は、この一括確認依頼明細について本条に定める利用手数料をいただきます。

## 第4条 利用申込・サービスの取止め

1. 全銀振込口座一括確認サービスの利用を申込されるお客様は、全銀振込口座一括確認サービス利用規定、BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定その他の関連諸規定の内容をご了承のうえ当行所定の方法により申込むものとします。
2. 全銀振込口座一括確認サービスは、円預金サービス「総合／給与振込」を利用されているお客様に限り、申込むことができます。全銀振込口座一括確認サービスを申込もうとされるお客様は、当行所定の方法により円預金サービス「総合／給与振込」を申込むものとします。
3. お客様は、総合振込または給与賞与振込の円滑な実行のために、総合振込または給与賞与振込と一体となるサービスとして全銀振込口座一括確認サービスを利用するものとし、その他の目的ではこれを利用しないものとします。
4. お客様は、円預金サービス「総合／給与振込」のサービス取止めを行おうとする場合には、当行所定の方法により、当行に対してあわせて全銀振込口座一括確認サービスについても取止めを依頼するものとします。

## 第5条 一括確認依頼明細の確認依頼等

1. お客様は、当行所定の方法により一括確認依頼明細を作成のうえ、当行にその確認を依頼するものとします。当行がこの依頼を受信した時点で依頼内容が確定したものとし、当行は、一括確認依頼明細の確認の手続を行います。依頼内容が確定した以降は、お客様において、依頼内容を変更し、または取り消すことができないものとします。
2. お客様が一括確認依頼明細の確認を当行に対し依頼してから確認結果を照会することができるまで、当行所定の期間を要します。

## 第6条 免責事項

1. 全銀振込口座一括確認サービスによる一括確認依頼明細の確認結果は、振込先金融機関内のデータ内容と照合した結果ではなく、統合 ATM センターまたは当行システム内のデータ内容とを照合した結果を示すものであるため、総合振込または給与賞与振込が確実に振込先口座に入金されることを保証するものではありません。全銀振込口座一括確認サービスによる一括確認依頼明細の確認結果として「一致」とされた場合であっても、この明細のとおりの内容で行う総合振込または給与賞与振込が振込不能となる場合があり、また、全銀振込口座一括確認サービスによる一括確認依頼明細の確認結果として「不一致」とされた場合であっても、この明細のとおりの内容で行う総合振込または給与賞与振込が正常に振込先口座に入金される場合があります。当行は、全銀振込口座一括確認サービスによる一括確認依頼明細の確認結果に基づいてお客様が行う総合振込または給与賞与振込の結果について、お客様に対してなんら責任を負いません。
2. 当行システムおよび統合 ATM センターには処理可能なデータ件数に制限があり、所定のデータ件数を超える確認依頼がなされた場合、その他統合 ATM センターによる処理が不可または困難となった場合には、当行は、全銀振込口座一括確認サービスの提供を一時中止することができます。この場合には、お客様は、一括確認依頼明細の確認依頼、確認結果の照会その他の全銀振込口座一括確認サービスの利用を行うことができなくなることがあります。

## **第7条 利用目的の照会等**

全銀振込口座一括確認サービスは、事前に振込先口座を確認することにより、総合振込または給与賞与振込の円滑な実行を目的とするものであり、かかる目的に反してお客さまが全銀振込口座一括確認サービスを利用し、または利用していることの疑われる場合には、当行は、お客さまに対して、その利用目的を照会することがあります。この場合には、お客さまは、当行の照会に対して速やかに誤りなく回答し、当行に誠実に協力するものとします。

## **第8条 解約・取止め**

1. お客さまが前条に定める当行の照会に対して正当な理由なく回答しない場合、または不正の目的にて全銀振込口座一括確認サービスを利用した事実もしくはそのおそれがあると認められるときは、当行は、BizSTATION 利用規定第 19 条の規定にかかわらず、なんらの催告なくして BizSTATION の契約を解約することができます。

2. 本条第1項その他の事由により BizSTATION の契約が解約された場合には、全銀振込口座一括確認サービスも当然に取止めになります。

## **第9条 サービス内容または規定の変更**

当行は、全銀振込口座一括確認サービスまたは全銀振込口座一括確認サービス利用規定の内容を、事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

以上